

# 専門相談員コラム

## 主治医意見書は認定審査に必要な資料

専門相談員(医療) 中尾正俊

治療を受けているお医者さん(主治医)に介護が必要になった病気や、サービスを受ける時の注意点を「主治医意見書」に書いてもらいましょう。

要介護認定を受けるには、まず申請書を提出することから始まり、その中には「主治医」を書く欄がありますね。申請書に書かれた主治医は、要介護度の認定審査をするために必要な資料である「主治医意見書」を書いてくれます。

正しい認定を受けるため、日頃から診察を受ける時に病状と日常生活で助けてもらいたい点を正しく主治医に伝える様に努めましょう。

専門相談員: 当センターは、福祉・保健・法律分野の専門家を専門相談員に委嘱しております。専門相談員は、関係当事者を訪問し、相談内容をお聞きし解決に向けてあっせん案を提示します。

### 所在地

大阪市中央区北浜4丁目1番21号  
住友生命淀屋橋ビル3階

### 付近案内図



地下鉄御堂筋線「淀屋橋」駅下車  
京阪電車「淀屋橋」駅西0号出口(改札)より  
4号出口西へすぐ



### 相談日時

平日 午前9時から午後5時まで  
※土曜・日曜・祝日  
年末年始(12月29日～1月3日)を除く



### 相談ができる人

大阪市の介護保険の利用者と家族  
介護保険の事業者等



### 電話

06-6209-3266  
06-6209-3276



### FAX

06-6209-8176



### ホームページ

<http://www.kaigo-osaka.ne.jp>

# おおさか介護サービス 相談センター だより

第2号

発行  
2004年(平成16年)  
4月24日

介護保険サービスに関する苦情解決の機関として設立されてから3年半が過ぎました。平成15年11月に「第12回大阪生涯学習フェスティバル」、平成16年2月には、「ファインエイジ・フォーラム 2004」に参加しました。来場者の方々にパンフレットを配り、当センターの事業内容を説明して相談にのりました。多くの方々から「介護保険ですか。私も利用していますよ。」と声をかけていただき、介護保険制度がスタートした頃にくらべ、市民の間に定着しつつあることを実感しました。

当センターでは、これからもいろいろなイベント等への参加を考えています。少しでも多くの方に当センターのことを知っていただきお役に立ちたいと思います。



概要

- 一般相談員が対応する、「一般相談」のほか、苦情の内容によっては、福祉、保健、法律等、各分野の専門家による、「専門相談」を行い、すみやかに問題解決をはかります。必要に応じて「あっせん」「調停」を行います。
- 相談はすべて無料です。
- 秘密はかたく守ります。匿名での相談にも応じます。

よくある相談

当センターに寄せられた相談事例ならびにその対応についてサービス別に紹介します。  
今回は居宅介護支援事業者です。

**Q.**利用しているサービスのことで相談したくてもケアマネジャーが全く家に来てくれず、電話をしてもなかなか連絡がとれないので困っています。どうしたらいいですか。

**A.**全く来てくれないというのはおかしいですね。ケアマネジャーは、少なくとも月1回は必ず利用者宅を訪問しなければいけないことになっています。  
また、ケアプランを书面で渡し、利用者の状況を把握することになっています。当センターからケアマネジャーへお話しをしましょうか。

**Q.**ケアマネジャーから「何か福祉用具貸与を利用しないと他のサービスも利用できません。」と、無理に必要なないサービスを勧められて困っているのですが・・・

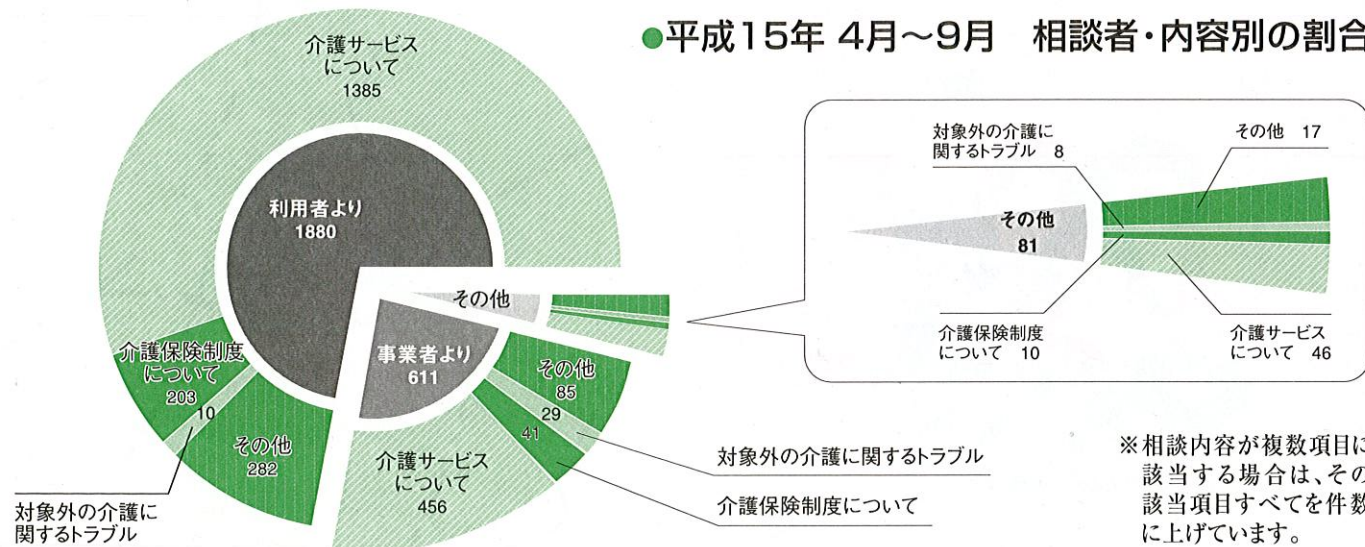
**A.**それは困りますね。介護保険制度は、利用者本人によるサービスの選択と決定が基本ですので、必要のないサービスまで受けることはないです。他のサービスを併用しないと利用できない、といったこともないです。当センターからケアマネジャーへお話しをしましょうか。

次回は、訪問介護について

受付件数

平成15年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
件数	236	250	257	196	249	268	1456

●平成15年 4月～9月 相談者・内容別の割合



※相談内容が複数項目に該当する場合は、その該当項目すべてを件数に上げています。

# ひとくちインタビュー



相談室

大阪府国民健康保険団体連合会（国保連）におじゃましました。

国保連は介護サービスに対する苦情に関し、市町村などで対応困難なケース、広域にまたがるケースについて、事業者等に対し必要に応じて改善にむけた指導・助言を行い、介護サービスの質の向上に結びつけていく機関です。

**Q** どんな相談を受けているの？



**A**

指定介護サービス事業者などが提供するサービス内容や手続き、契約などに関する苦情・相談を受けていますよ。ただし要介護認定や介護保険料などに関する苦情・相談は市町村へ対応をお願いしています。

**Q** 相談の流れは？



**A**

相談者から申立書をいただき、現地調査を行います。そしてその結果にもとづいて必要があれば事業者への指導や助言を行います。苦情申立から2ヵ月以内に相談者に結果を文書でお知らせしていますよ。

**Q** 相談を受けていて何か気付いた点がありますか？



**A**

介護事故の相談がよくあります。介護サービスはケアプランにもとづいてサービスが提供されますので、ケアプランに利用者の心身の状態や介護中に注意してほしいことなどが盛りこまれるように、しっかりと話し合いをして内容を確認してください。そうすれば、事故の予防につながると思います。

国保連は介護保険法にもとづき指導を行うところです。一方、当センターは法的権限がありませんが、中立的な立場で当事者間の話し合いを行って解決をはかります。

また、国保連の相談者は、大阪府下の指定介護サービスを利用している方となっておりますが、当センターの相談者は大阪市の被保険者です。当センターは、より大阪市民に身近な相談機関として、相談に応じていこうと感じました。

大阪府国民健康保険団体連合会 問合せ先:06-6949-5418